

佐世保市監査委員公表第14号

令和6年度行政監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、行政監査を実施しましたので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年3月28日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆
佐世保市監査委員 井 上 友



令和 6 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

「歳入歳出外現金の取扱いについて」

佐 世 保 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の種類及びテーマ	1
1	監査の種類	
2	監査のテーマ	
3	テーマの選定理由	
第2	監査の対象	1
1	監査の対象部局	
2	監査の対象範囲	
第3	監査の期間	2
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の実施内容	2
第6	監査の結果	2～16
1	調査票による監査結果	
(1)	根拠法令について	
(2)	執行状況について	
(3)	マニュアルの整備状況について	
(4)	年度末の残高について	
(5)	払出し予定の有無について	
(6)	管理方法について	
(7)	残高の突合による確認状況について	
(8)	残高の突合頻度について	
(9)	残高と内訳の一致について	
(10)	突合結果の所属長への報告について	
2	個別調査による監査結果	
(1)	公営住宅敷金	
(2)	電子証明書発行手数料	
(3)	個人番号カード再発行手数料	
(4)	保管金	
(5)	遺留金	
(6)	保管金	

第7	まとめ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17～19
1	監査結果の総括		
2	意見		
3	むすび		

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

第1 監査の種類及びテーマ

1 監査の種類

(1) 監査の名称

地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

(2) 行政監査の視点

行政監査とは、一般行政事務の執行が効率的かつ合理的並びに法令等にしがたって適切に行われているかどうかを主眼として実施するものである。

2 監査のテーマ

「歳入歳出外現金の取扱いについて」

3 テーマの選定理由

普通地方公共団体の所有に属しない現金である歳入歳出外現金は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができないとされており（地方自治法第235条の4第2項）、具体的な歳入歳出外現金としては、保証金、所得税、入居敷金などが挙げられる（佐世保市財務規則第130条）。

歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の例により行わなければならないとされているが（地方自治法施行令第168条の7第3項）、歳計現金とは異なり、議会の予算・決算審議の対象とならないため、チェック機能が十分に働く機会が少ない。また、本市においては、過去に契約保証金の返還漏れにより、返還遅延利息が発生した事例もある。

このような状況を踏まえ、歳計現金と同様の取扱いが求められる歳入歳出外現金について、今回、本市における出納及び保管等の管理状況を確認・検証し、今後の適切な事務に資することを目的として監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査の対象部局

令和5年度中に歳入歳出外現金の受払い又は残高が生じている部局。

2 監査の対象範囲

歳入歳出外現金の受入れ、払出し等の管理に関する事務。必要に応じて、その他関連事務についても監査対象とする。

第3 監査の期間

令和6年7月10日から令和7年3月18日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 歳入歳出外現金として取扱うことに法令の根拠はあるか。
- (2) 受入れ、払出しの事務は適切に行われているか。
- (3) 歳入歳出外現金の保有額に誤りがないか。

第5 監査の実施内容

- (1) 全部局（小中学校、幼稚園、保育所を除く）に対して、着眼点に基づいて作成した調査票及び関係書類の提出を求めた。
- (2) 提出された調査票及び関係書類等に基づき調査を行うとともに、個別調査の対象とした6科目について、職員への聞き取りを行う等詳細な調査を実施した。

第6 監査の結果

1 調査票による監査結果

令和5年度中に受払い又は残高が生じた歳入歳出外現金は、25科目で80件あった。その調査票による調査結果は以下のとおりである。

(1) 根拠法令について

80件全てが根拠法令に基づき保管されていることが確認できた。

表1は、科目ごとの所管課等及び根拠法令である。契約保証金を保管している課かいが最も多く、48課かいで保管されていた。

表1 歳入歳出外現金の所管課等及び根拠法令

※所管課等については、令和5年度の組織名称で表記している。

No.	科目	根拠法令	所管課等	所管課等数
1	公営住宅敷金	公営住宅法第18条第1項	都市整備部住宅課	1
2	契約保証金	地方自治法施行令第167条の16	企業立地推進局、防災危機管理局、契約監理室契約課、企画部(政策経営課、宇久行政センター住民課、宇久行政センター産業建設課)、総務部(職員課、広報広聴課、DX推進室)、財務部(市民税課、資産経営課)、観光商工部(商工労働課、観光課、ふるさと物産振興課、競輪事務所)、農林水産部(卸売市場管理事務所、農林整備課、水産課)、都市整備部(都市政策課、住宅課)、土木部土木政策課、港湾部(みなと振興・管理課、みなと整備課)、市民生活部(コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課、人権男女共同参画課)、保健福祉部(宇久保健福祉センター、障がい福祉課、生活衛生課)、子ども未来部(子ども政策課、保育幼稚園課)、環境部(環境政策課、環境保全課、廃棄物減量推進課、環境施設課)、消防局消防総務課、教育委員会教育総務部(総務課、教育施設課、文化財課、スポーツ振興課、図書館)、教育委員会学校教育部(学校教育課、学校保健課、総合教育センター課、少年科学館、宇久学校給食センター)、議会事務局議会運営課、選挙管理委員会事務局	48
3	保管金	地方自治法施行令第167条の16	農林水産部卸売市場管理事務所	1
		地方自治法施行令第171条の4第2項	保健福祉部急病診療所	1
		民事執行法第145条	教育委員会教育総務課	1
4	保管金(水産市場)	地方自治法施行令第167条の16	農林水産部卸売市場管理事務所	1
5	保管金(保育料)	国税徴収法第67条第1項、第3項	子ども未来部保育幼稚園課	1
6	徴税預かり金	地方税法第331条、国税徴収法第67条、第128条及び第129条	財務部収納推進課	1
7	所得税等(人事・各種委員会等)	所得税法第183条第1項	総務部職員課	1
8	所得税等(人事・臨時職員等)		総務部職員課	1
9	所得税等(教育)		教育委員会教育総務課	1
10	所得税等(消防)		消防局消防総務課	1
11	厚生年金(人事)	厚生年金保険法 第82条、第83条第1項、第84条第1・2項	総務部職員課	1
12	厚生年金(教育)		教育委員会教育総務課	1
13	雇用保険料(人事)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条第1項、第32条	総務部職員課、消防局消防総務課	2
14	雇用保険料(教育)		教育委員会教育総務課	1
15	市県民税	地方税法第42条、第739条の4	財務部収納推進課	1
16	共済組合負担金	地方公務員等共済組合法第115条	総務部職員課、消防局消防総務課、教育委員会教育総務課	3
17	共済組合負担金(会計)		総務部職員課、消防局消防総務課、教育委員会教育総務課	3
18	共済組合引去金		総務部職員課	1
19	共済組合引去金(会計)		総務部職員課	1
20	電子証明書発行手数料	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条	市民生活部戸籍住民窓口課	1
21	個人番号カード再発行手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2	市民生活部戸籍住民窓口課	1
22	県管理漁港施設使用料	漁港及び漁場の整備等に関する法律 第35条	農林水産部水産課	1
23	国税徴収法に基づく配当金等	道路法第73条 国税徴収法67条	土木部土木政策課	1
		地方自治法施行令第168条の7第1項	保健福祉部生活福祉課	1

表 1 の続き

24	指定金融機関担保金 (会計管理室)	地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の2	会計管理室	1
25	遺留金(長寿社会課)	墓地、埋葬等に関する法律第9条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第12条	保健福祉部長寿社会課	1
合計				80

(2) 執行状況について

令和5年度の歳入歳出外現金の執行状況は、表2のとおりであった。

表 2

単位：円

部局名	課名	科目	年度当初残高	受入額	払出額	年度末残高
企業立地推進局		契約保証金	0	297,000	297,000	0
防災危機管理局		契約保証金	1,869,186	91,575	91,575	1,869,186
契約監理室	契約課	契約保証金	41,755,137	113,015,669	106,935,356	47,835,450
企画部	政策経営課	契約保証金	0	1,786,400	1,786,400	0
	宇久行政センター住民課	契約保証金	39,600	0	0	39,600
	宇久行政センター産業建設課	契約保証金	0	115,500	115,500	0
総務部	職員課	契約保証金	54,560	175,584	122,644	107,500
		所得税等(人事・各種委員会等)	1,172,570	22,481,053	20,681,016	2,972,607
		所得税等(人事・臨時職員等)	58,523,008	874,429,382	876,815,001	56,137,389
		厚生年金(人事)	0	65,222,558	65,222,558	0
		雇用保険料(人事)	0	5,158,674	5,158,674	0
		共済組合負担金	0	1,551,115,929	1,551,115,929	0
		共済組合負担金(会計)	43,600	144,839,194	144,882,794	0
		共済組合引去金	2,772	2,199,436	2,202,208	0
		共済組合引去金(会計)	0	7,834,920	7,834,920	0
	秘書課	契約保証金	1,170,670	726,845	836,340	1,061,175
	DX推進室	契約保証金	1,726,435	363,330	1,557,739	532,026
財務部	資産経営課	契約保証金	304,315,089	3,920,850	2,900,240	305,335,699
	市民税課	契約保証金	287,760	675,290	143,880	819,170
	収納推進課	徴税預かり金	3,176,376	205,501,502	204,450,359	4,227,519
		市県民税	571,044,493	7,360,471,453	7,370,198,997	561,316,949
観光商工部	商工労働課	契約保証金	335,461	264,539	300,000	300,000
	観光課	契約保証金	382,936	0	282,000	100,936
	ふるさと物産振興課	契約保証金	531,000	2,939,000	2,880,000	590,000
	競輪事務所	契約保証金	3,829,290	627,110	1,896,400	2,560,000
農林水産部	卸売市場管理事務所	契約保証金	4,600,000	1,519,855	213,840	5,906,015
		保管金	11,518,273	0	0	11,518,273
		保管金(水産市場)	19,728,872	79,695	558,370	19,250,197
	農林整備課	契約保証金	9,680	415,800	415,800	9,680
	水産課	契約保証金	28,710,000	810,000	810,000	28,710,000
		県管理漁港施設使用料	31,408	12,849,633	12,820,331	60,710

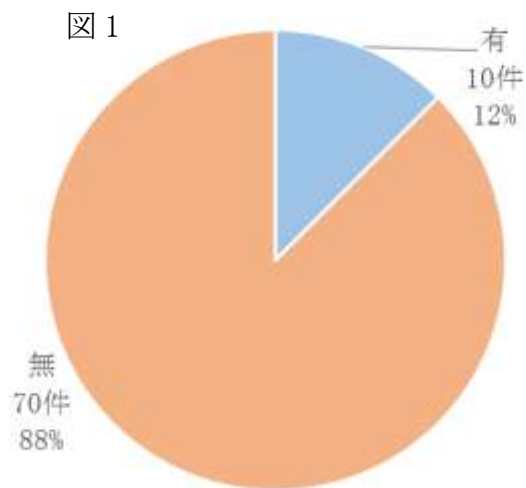
表 2 の続き

都市整備部	都市政策課	契約保証金	9,578,066	9,021,200	7,511,877	11,087,389
	住宅課	契約保証金	65,130	31,359,210	9,051,000	22,373,340
		公営住宅敷金	253,583,919	15,085,200	17,555,490	251,113,629
土木部	土木政策課	契約保証金	17,425,780	14,405,875	19,194,280	12,637,375
		国税徴収法に基づく配当金等	0	24,327	24,327	0
港湾部	みなと振興・管理課	契約保証金	3,135,370	5,524,217	2,296,940	6,362,647
	みなと整備課	契約保証金	156,820,840	83,455	83,455	156,820,840
市民生活部	コミュニティ・協働推進課	契約保証金	1,976,883	902,094	741,561	2,137,416
	市民安全安心課	契約保証金	309,000	342,000	309,000	342,000
	人権男女共同参画課	契約保証金	0	261,140	0	261,140
	戸籍住民窓口課	電子証明書発行手数料	139,200	146,800	139,000	147,000
		個人番号カード再発行手数料	572,800	586,800	572,000	587,600
保健福祉部	宇久保健福祉センター	契約保証金	26,532	0	0	26,532
	急病診療所	保管金	10,800	72,000	79,200	3,600
	長寿社会課	遺留金(長寿社会課)	44,267	0	0	44,267
	障がい福祉課	契約保証金	0	341,000	0	341,000
	生活福祉課	国税徴収法に基づく配当金等	0	283,485	283,485	0
	生活衛生課	契約保証金	403,371	63,867	136,038	331,200
子ども未来部	子ども政策課	契約保証金	737,000	1,183,270	908,600	1,011,670
	保育幼稚園課	契約保証金	124,740	0	0	124,740
		保管金(保育料)	0	481,400	481,400	0
環境部	環境政策課	契約保証金	94,650	1,495,560	152,840	1,437,370
	環境保全課	契約保証金	0	21,120	0	21,120
	廃棄物減量推進課	契約保証金	7,297,500	405,000	385,000	7,317,500
	環境施設課	契約保証金	31,598,322	8,710,297	4,096,093	36,212,526
会計管理室		指定金融機関担保金(会計管理室)	10,000,000	0	0	10,000,000
消防局	消防総務課	契約保証金	741,548	431,255	400,895	771,908
		所得税等(消防)	10,527,560	154,573,844	154,758,157	10,343,247
		雇用保険料(人事)	319,219	38,716	357,935	0
		共済組合負担金	21,332,206	314,894,442	336,226,648	0
		共済組合負担金(会計)	0	212,535	212,535	0
教育委員会 教育総務部	総務課	契約保証金	9,406,017	179,256	0	9,585,273
		保管金	19,007	0	0	19,007
		所得税等(教育)	9,656,686	143,534,816	142,517,573	10,673,929
		厚生年金(教育)	0	54,658,135	54,658,135	0
		雇用保険料(教育)	683,590	4,001,566	4,118,201	566,955
		共済組合負担金	0	83,289,687	83,289,687	0
		共済組合負担金(会計)	0	52,577,560	52,577,560	0
	教育施設課	契約保証金	3,193,976	4,009,300	2,155,000	5,048,276
	文化財課	契約保証金	37,380	1,859,693	135,780	1,761,293
	スポーツ振興課	契約保証金	1,647,222	1,536,920	1,754,042	1,430,100
	図書館	契約保証金	1,232,300	36,300	1,228,700	39,900
教育委員会 学校教育部	学校教育課	契約保証金	0	176,000	176,000	0
	学校保健課	契約保証金	67,773,027	517,330	67,885,667	404,690
	総合教育センター課	契約保証金	138,400	118,800	102,000	155,200
	少年科学館	契約保証金	0	80,000	0	80,000
	宇久学校給食センター	契約保証金	7,518,000	0	0	7,518,000
議会事務局	議会運営課	契約保証金	0	738,900	738,900	0
選挙管理委員会事務局		契約保証金	4,386,250	441,910	4,828,160	0
合 計			1,687,414,734	11,288,337,058	11,355,352,032	1,620,399,760

(3) マニュアルの整備状況について

図 1 のとおりであり、多くの科目で整備されていなかった。整備していない理由として、複雑な業務ではないため作成していないというものが最も多く、27 件あった。

マニュアル整備の代わりとしては、引継書、他課作成のマニュアル、前回処理等を参照しているという回答等があった。



マニュアルを整備していない主な理由	件数
複雑な業務ではないため作成していない(何も参照せず行っている)	27件
引継書を参照している	25件
他課で作成したマニュアルや前回処理等を参照している	8件

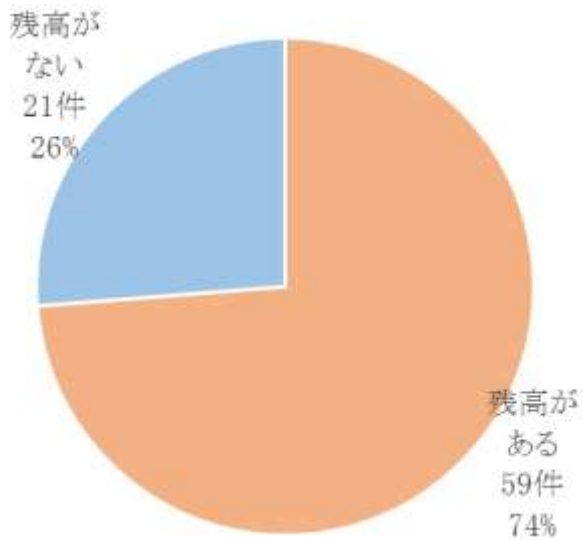
マニュアルを整備していた科目は、下表のとおりである。

No.	部局名	課名	科目
1	観光商工部	ふるさと物産振興課	契約保証金
2	都市整備部	住宅課	契約保証金
3	港湾部	みなと振興・管理課	契約保証金
4		みなと整備課	契約保証金
5	教育委員会	教育施設課	契約保証金
6	保健福祉部	急病診療所	保管金
7	財務部	収納推進課	徴税預かり金
8	総務部	職員課	所得税等(人事・各種委員会等)
9		職員課	所得税等(人事・臨時職員等)
10	農林水産部	水産課	県管理漁港施設使用料

(4)年度末の残高について

令和5年度中に、受払い又は残高が生じた歳入歳出外現金は80件あり、そのうち年度末に残高があるものは、図2のとおり59件であった。

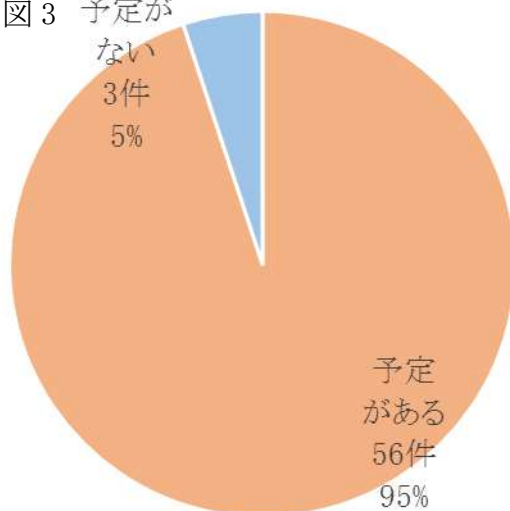
図2



(5)払出し予定の有無について

令和5年度末で残高がある59件のうち、払出し予定がないものが、図3のとおり3件あった。その理由は、不明金である等により払出しができないものであった。

図3 予定がない



払出しができない理由

不明金である
(公営住宅敷金)

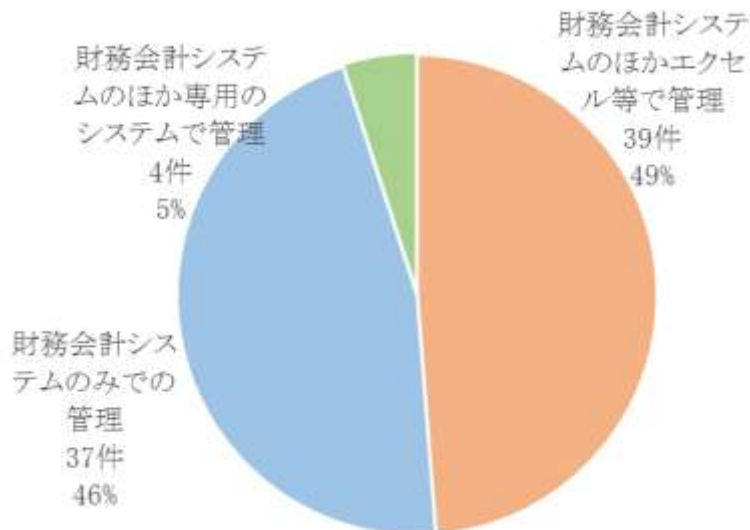
相手方と連絡が取れない
(保管金)

相続人が見つからない
(遺留金)

(6) 管理方法について

図 4 のとおりであり、財務会計システムのほかエクセル等でも管理を行っているという回答が最も多く、次いで財務会計システムのみでの管理となっている。財務会計システムのみで管理しているものは37件で、その主な理由は、契約保証金など件数が少ないことにより管理が容易であるというものであった。

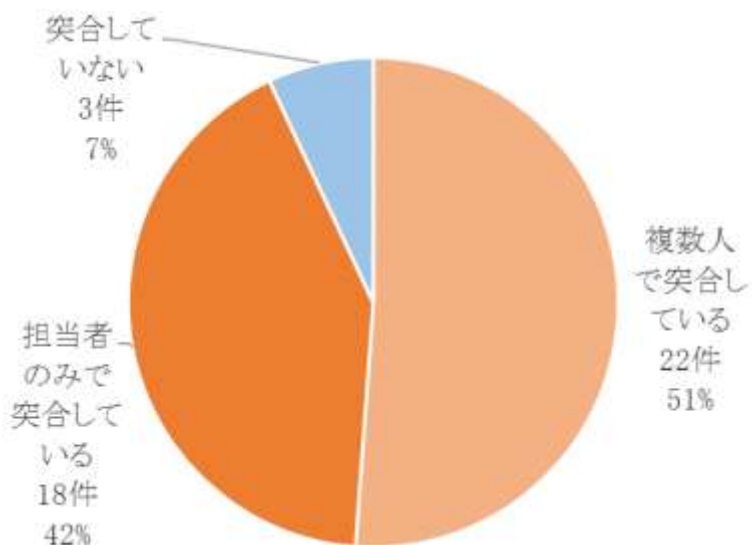
図 4



(7) 残高の突合による確認状況について

(6) で、財務会計システムの他に、エクセルや専用システムで管理していると回答があった43件のうち、財務会計システムとエクセル等の残高の突合作業が行われていたものは図5のとおりである。複数人で突合しているものが22件、担当者のみで行っているものが18件と、合わせて40件の科目で行われていた。

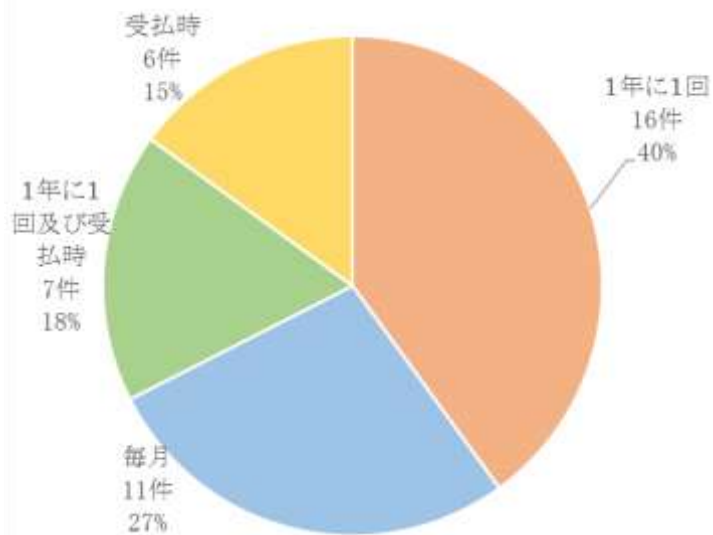
図 5



(8) 残高の突合頻度について

(7) で突合していると回答があった 40 件について、突合の頻度は図 6 のとおりである。1 年に 1 回が最も多く、次いで毎月という回答が多かった。受払時のみ行っている科目の中には、払出しが遅延していたものが含まれていた。

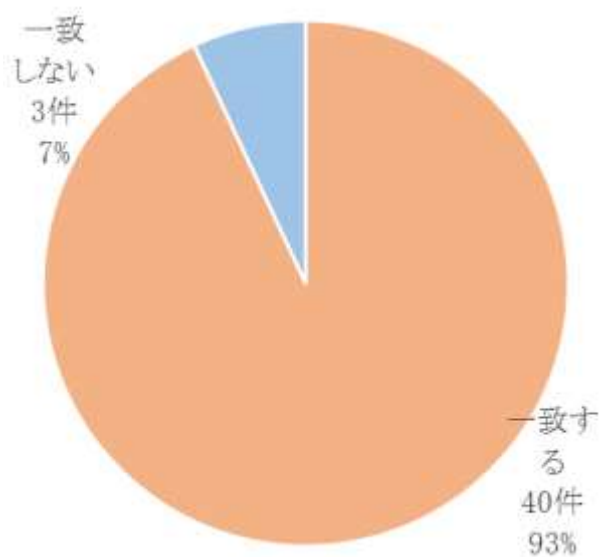
図 6



(9) 残高と内訳の一致について

財務会計システムの残高と、課かいで所有しているエクセル等の内訳について、一致しないものが図 7 のとおり 3 件あった。そのなかには、(7) で突合されていないと回答があった科目も含まれていた。

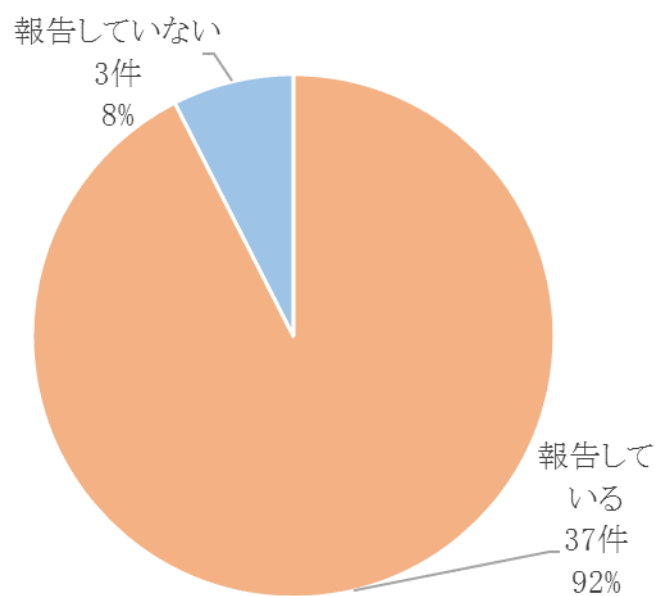
図 7



(10) 突合結果の所属長への報告について

(7) で突合していると回答があった 40 件の突合結果について、図 8 のとおり 37 件が決裁等により所属長へ報告されていた。

図 8



2 個別調査による監査結果

調査票による調査の回答により、以下のものについて詳細な内容を確認するため、個別調査を実施した。

- ①今後の払出しの予定がないもの
- ②払出しが遅延していたもの
- ③財務会計システムの残高と、課かいで把握している内訳が一致しないもの

対象とした歳入歳出外現金の科目等は以下のとおりである。

No.	科目	所管課	該当 番号	金額
1	公営住宅敷金	都市整備部 住宅課	①、③	5,151,609円
2	保管金	保健福祉部 急病診療所	①	3,600円
3	遺留金 (長寿社会課)	保健福祉部 長寿社会課	①	44,267円
4	保管金	教育総務部 総務課	②	19,007円
5	電子証明書発行手数料	市民生活部 戸籍住民窓口課	③	1,200円
6	個人番号カード再発行手数料			

(1) 公営住宅敷金

①所管所属

都市整備部住宅課

②概要

市営住宅の入居者から敷金として入居時における家賃の3月分に相当する金額を徴収するものである。入居者が市営住宅を明け渡したとき還付するが、未納の家賃等債務があるときは、これを控除した金額を還付する。

なお、敷金を定期預金等により運用して得た利益金は、市営住宅の入居者の共同の利便のために使用しなければならないとされている。

③根拠法令等

公営住宅法第18条第1項

佐世保市営住宅条例第27条

④令和5年度中の受払い状況

財務会計システム上の受払い状況	
令和4年度からの繰越額	253,583,919円
令和5年度の受入額	15,085,200円
令和5年度の払出額	17,555,490円
令和5年度末の残額 (A)	251,113,629円

対象者リスト合計額 (B)	245,962,020円
差額 (A-B)	5,151,609円

⑤調査結果

敷金の令和5年度末の残額について、住宅課で管理している公営住宅システムによる対象者リストの合計額よりも、実際に保管している財務会計システム上の額の方が多く、その差額である約515万円が不明金となっていた。

この差額分については、保存年限を経過したことで平成30年度以前の財務関係書類が現存せず、経緯は不明であるが、想定される要因としては、定期預金により運用して得た利益金が含まれている可能性が高い。

令和元年度以降は、運用による利益金はなく、また敷金の受払いなどの事務処理も適正にされていることが確認できた。ただし、財務会計システムと公営住宅システムの金額の突合は、されていなかった。

この差額分は、令和6年度中に歳入金として収納する予定としている。

(2) 保管金

①所管所属

保健福祉部急病診療所

②概要

急病診療所において、松葉杖が必要と診断されたものに対し松葉杖を貸し出し、担保金として、要綱で定めた3,600円を徴収するものである。松葉杖の使用を終了したときは、預り証と担保金還付請求書と引き換えに担保金を返還している。

③根拠法令等

地方自治法施行令第171条の4第2項

佐世保市立急病診療所松葉杖担保金運用要綱

④令和5年度中の受払い状況

令和4年度からの繰越額	10,800円
令和5年度の入金額	72,000円
令和5年度の出金額	79,200円
令和5年度末の残額	3,600円

⑤調査結果

令和4年11月13日に松葉杖を貸し出した際、担保金を徴収した。松葉杖は翌日相手方から返却されたが、返却時に印鑑を忘れたため、担保金還付請求書への押印ができなかった。

要綱では、返却時に請求書に記入、押印のうえ提出しなければならないとされているため、その日は請求書を受理できず、後日提出するよう依頼した。しかしその後提出されず、再三連絡を取るよう試みたが取れず、返還できないまま現在に至るものである。

急病診療所では応急的な診療を行っていることから、後日別の医療機関を受診して改めて貸与を受けられるケースが多い。したがって、急病診療所での貸与期間は基本的に短期間であり、概ね1週間以内となっている。

(3) 遺留金

①所管所属

保健福祉部長寿社会課

②概要

身寄りのない方等が施設等で亡くなられた際の遺留金（現金）について、相続人が見つかるまで保管しているものである。

③根拠法令等

墓地、埋葬等に関する法律第9条

行旅病人及行旅死亡人取扱法第12条

④令和5年度中の受払い状況

令和4年度からの繰越額	44,267円
令和5年度の入金額	0円
令和5年度の出金額	0円
令和5年度末の残額	44,267円

⑤調査結果

長寿社会課では死亡時に引取り手のなかった高齢者の遺留金品を保管しており、戸籍調査等を行って適宜、相続人に引渡しをしてきた。

平成 26 年時点で 4 件の遺留金（現金）について相続人が不明であることから、国庫返納手続きのため司法書士事務所に委任し、うち 2 件については、令和元年度に財産管理人への引継ぎが終了している。

ちなみに、以前は遺留金を金庫で保管していたが、管理の適正化を図るため、平成 26 年度から歳入歳出外現金として受け入れ、保管するようにした。

歳入歳出外現金として保管していたのは 2 名分で、平成 9 年 1 月に病院にて死亡し、家族が相続放棄したものと、平成 11 年 4 月に入居施設にて死亡し、遺言状を残していたが受遺者が受け取り拒否したものである。なお、この遺留金については、令和 7 年 2 月に法務局へ供託している。

(4)保管金

①所管所属

教育委員会教育総務部総務課

②概要

債権者の申し立てにより、裁判所から差し押さえ命令のあった職員及び会計年度任用職員の給与・報酬について、差し押さえを行い、払出しまでの期間保管金として預かるもの。

③根拠法令等

民事執行法第 145 条

④受払い状況

科目	所管課	金額	受入日	払出日
保管金	教育総務部 総務課	19,007円	R5.12.8	R6.9.2

⑤調査結果

長崎地方裁判所からの債権差押命令を令和 5 年 11 月 30 日に受領したため、債務者である会計年度任用職員の 12 月分給与から控除し、保管金として受け入れた。

その後、令和 6 年 1 月 11 日付で取下書を受領しており、本来 2 月分の給与支給時に返還すべきところを、事務処理の失念により令和 6 年 9 月 2 日に返還したものである。取下書を受領については情報共有がされていなかった。

なお、会計年度任用職員の給与差押えは稀な事例ということもあり、マニュアルは作成されておらず、残高確認は受払時のみ行い、定期的な確認は行われていなかった。

(5) (6) 電子証明書発行手数料及び個人番号カード再発行手数料

①所管所属

市民生活部戸籍住民窓口課

②概要

マイナンバーカードの有料再申請を受けた際に、手数料を歳入歳出外現金として受け入れ、年度分をまとめて翌年度に、地方公共団体情報システム機構へ払出すものである。

受入科目については、公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料として、1件あたり200円、個人番号カード再発行手数料として、1件あたり800円を受け入れている。

③根拠法令等

(電子証明書発行手数料)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条

(個人番号カード再発行手数料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2

④令和5年度中の受払い状況

電子証明書発行手数料

財務会計システム上の受払い状況	
令和4年度からの繰越額	139,200円
令和5年度の受入額	146,800円
令和5年度の払出額	139,000円
令和5年度末の残額(A)	147,000円

対象者リスト合計額(B)	145,800円
差額(A-B)	1,200円

個人番号カード再発行手数料

財務会計システム上の受払い状況	
令和4年度からの繰越額	572,800円
令和5年度の受入額	586,800円
令和5年度の払出額	572,000円
令和5年度末の残額(A)	587,600円

対象者リスト合計額(B)	588,800円
差額(A-B)	-1,200円

⑤調査結果

電子証明書発行手数料と個人番号カード再発行手数料について、受入科目の誤りがあった。令和5年12月13日と令和6年3月1日にそれぞれ1件ずつ受け入れを行った際、電子証明書発行手数料200円を誤ってマイナンバーカード再発行手数料として、マイナンバーカード再発行手数料800円を誤って電子証明書発行手数料として受け入れていた。

財務会計システムとエクセル表を確認する中で誤りを発見したが、新年度になっており科目の更訂ができなかったものである。

払出し先である地方公共団体情報システム機構に対しては、総額で払出したうえでそれぞれの件数を報告しているが、エクセル管理している件数を報告しており、影響はなかった。

なお、複雑な業務ではないことからマニュアルは作成されておらず、財務会計システムとエクセルの突合頻度は、年に1回であった。

所管課	科目	受入額				受入日	払出日
市民生活部 戸籍住民窓口課	電子証明書 発行手数料	誤	1,600円	正	400円	R5.12.13	R6.4.15
	個人番号カード 再発行手数料		400円		1,600円	R6.3.1	

第7 まとめ

1 監査結果の総括

今回の行政監査は、歳入歳出外現金の出納及び保管等について、本市における管理状況を確認・検証し、今後の適切な事務に資することを目的として監査を実施した。監査の結果について、次のとおり総括する。

(1) 歳入歳出外現金として取扱うことに法令の根拠はあるか

歳入歳出外現金は、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項により法律又は法令の規定によるものでなければ、これを保管することができないとされている。

令和 5 年度中に受払いがあるか、または年度末時点で残高が生じていたものは、最も多い契約保証金を含め 25 科目であり、のべ 80 の課かいで保管されていた (P3~4 表 1)。課かい別の件数では、職員課の 9 件が最も多く、続いて教育委員会総務課の 7 件となっている (P4~5 表 2)。

根拠となる法律又は法令の規定に基づき適正に保管されていた。

(2) 受入れ、払出しの事務は適切に行われているか

受払時の事務処理について、マニュアルを整備しているものは 80 件のうち 10 件のみであった (P6 図 1)。マニュアルを整備していない理由として、「複雑な業務ではないため」という回答が 27 件あった。

マニュアルの代わりとしては、引継書や他の課かいで作成したマニュアル等を参照するという回答や、前回処理を確認しながら行うという回答などがあった。また独自にエクセルでチェックリストを作成しているという回答もあった。返還までの残日数を表示するよう設定し、定期的に確認することで返還漏れを防ぐ工夫がされており、参考になる事例といえる。

何も参照せず事務処理を行っているという回答があった科目については、今回個別調査の対象となったものもあり、科目誤りや払出し遅延等の事務リスクが懸念される。

(3) 歳入歳出外現金の保有額に誤りがないか

令和 5 年度末時点で残高が生じているものは 59 件である (P7 図 2)。このうち 3 件は払出しができない状態であり、公営住宅敷金については、不明金が混在していた (P7 図 3)。

管理方法については、財務会計システムのみで管理をしているものが 37 件あり、財務会計システムの他にエクセル等でも管理しているというものが合わせて 43 件あった (P8 図 4)。

エクセル等でも管理している 43 件のうち、40 件については定期的な突合を行っていたが（P8 図 5）、突合頻度は 1 年に 1 回というものが 16 件で一番多かった（P9 図 6）。また、財務会計システムと課かいで把握している対象者リストの合計額が一致していないものが 3 件あった（P9 図 7）。突合を行っていない中には、不明金が生じている科目が含まれている。また、受払時のみ突合するという回答の中には、払出しが遅れた科目が含まれていた。年に 1 回の突合時に誤りに気付いたが、時期が遅く更訂ができなかったという科目もあり、適切な時期に内容を確認する必要がある。

2 意見

監査結果の総括は、以上のとおりであり、一部において改善の必要があると思われることから、次のとおり意見を添える。

（1）マニュアルの整備について

業務内容が複雑でないという理由で、マニュアル等を参照せずに事務処理を行っている課かいが見受けられた。マニュアル等は、職員の事務負担の軽減や誤処理を防ぐ効果だけでなく、特に頻度が少ない事務処理においては、適切に行う有効な手段となるものである。

公営住宅敷金等のように保管期間が長期間となるものもあり、受入から払出までに担当者が人事異動等により変更することが想定されるため、業務の健全性や透明性の確保等、継続した適正管理が求められる。

また、マニュアル等は、担当が休暇等で不在の場合や、人事異動の際に事務引き継ぎを確実にを行うためにも有効であることから、マニュアルやチェックリスト等を作成され、課かい内で共有を図り、適正な管理を行われたい。

（2）残高の突合と払出しの遅延について

残高の突合を行っていない、または受払時のみ行っている課かいが見受けられた。

払出しの遅延は、財務会計システムの残高を受払時のみ確認していた事が大きな要因であり、受入時の科目誤りについても、早い時期の確認により修正が可能となる。

また公営住宅敷金の不明金については、令和 6 年度中に住宅特別会計へ受け入れる方針であるが、今後不明金を生じさせないよう管理を徹底するため、定期的に突合を行うなど適正な事務を遂行されたい。

歳入歳出外現金の管理については、会計管理室から毎年通知が出ており、令和 5 年度は令和 6 年 2 月 20 日付で、残高・内訳を確認のうえ支払い処理漏れがないよう注意喚起がされている。払出しの遅延や科目誤り、不明金を防止するためにも、通知に基づく

再確認を徹底されたい。

3 むすび

今回の行政監査のテーマとした歳入歳出外現金は、市の所有に属さない現金であり、法律又は法令の規定によるのでなければ保管することができず、また、特に保管金額が多額となるものや保管期間が長期になるものなどは不明金等の発生リスクが高いことから、事務処理に当たっては単に前例を踏襲することなく、法令等を確認しながら厳格な取り扱いや保管を行うという認識が必要である。

歳入歳出外現金を取り扱う各部局においては、今回の監査結果を踏まえ、事務にあたる職員一人ひとりが市民等の現金を一時的に保管していることの重要性を十分に認識し、事務処理の執行をより適切に行われることを望むものである。